

## 企業主導型保育事業委託契約書

株式会社〇〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、株式会社トーリツ（以下、「乙」という）とは、甲の雇用する従業員（以下、「丙」という）の子どもの保育業務委託について次のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は甲乙両間の信頼に基づく公正な連携関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。本契約書を基本契約書とし、CocoSmileアリオ葛西園における利用枠数については空いている定員の範囲内で利用するものとする。

### 第2条（保育の場所）

乙が保育を提供する場所は、乙が「江戸川区東葛西9丁目3番3号アリオ葛西1階」に設置する企業主導型保育事業「CocoSmileアリオ葛西園」（以下「保育所」という）とする。

### 第3条（業務の内容）

甲は、丙の子に対する事業所内保育業務を以下の内容で乙に委託する。

但し、丙の子の入所希望受け入れは、乙の運営する保育所の定員枠に空きがある場合のみとする。

- 乙は運営する企業主導型保育所の企業枠で受託する。
- 本契約を締結後、丙は直接乙に利用申し込みを行うものとする。
- 乙は丙の申込を受理した際には、その旨を甲にも共有する。
- 甲は丙が退職した場合、速やかに乙に共有するものとする。その際、他の従業員の子の保育を希望する場合、甲乙協議の上、受け入れを判断するものとする。
- 丙の子の保育に係る費用は、乙から丙に請求するものとする。

### 第4条（契約期間）

本契約の期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間とする。

ただし、契約期間満了3ヶ月前までに甲・乙いずれからも書面による契約終了または更改の意思表示がない場合は、同一条件にて1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。

### 第5条（業務委託料）

本契約は、甲と乙の提携を目的とし、甲の業務委託に係る乙への業務委託料は一切発生しないものとする。

### 第6条（損害賠償）

乙は、保育サービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により丙の子の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

### 第7条（遵守義務）

乙は、国内外の法令を遵守し、甲の正当な利益を最大限に擁護することを目的として、甲より委託された業務を誠実に遂行する。

### 第8条（個人情報等の取り扱い）

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

### 第9条（管轄裁判所）

甲と乙は、この契約に関してやむを得ず訴訟を行う場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

### 第10条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

### 第11条（反社会的勢力の排除）

甲および乙（それぞれ法人の場合は、その役員、執行役員等の重要な使用人および主要株主を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、甲および乙は、本契約にかかる業務の遂行にあたって、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力への業務委託（再委託以降を含む）を行わないことを確約する。

1.甲および乙は、相手方が前項のいずれかに違反した場合には、相手方に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、解除を行った当事者が被った損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げない。

2.前項による解除により相手方に損害が生じた場合でも、解除を行った当事者は一切これを賠償する責任を負わないものとする。

### 第12条（契約の解除）

甲または乙が本契約の解除を希望する場合は、丙を交えた協議の上で、**契約解除希望日より3か月前までに申請**するものとする。

### 第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立した証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：

印

乙： 東京都葛飾区東立石2丁目14番12号  
株式会社トーリツ  
代表取締役 高垣 利明

印